

議会議員政治倫理審査会 第5回議事録（要点整理）

開催日時	令和4年8月26日（金）午前9時55分～午前11時35分
場 所	潟上市役所 常任委員会室3
案 件	（1）本市の除雪体制について
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・鈴木壮二委員・堀井克見委員・伊勢潤委員 ・藤原仁美副委員長・中川光博委員長 ・建設部長・都市建設課長・都市建設課主査 ・議会事務局長・議会事務局次長
記録者	議会事務局主査
<p>【会議記録】</p> <p>○中川委員長</p> <p>皆さんおはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから政治倫理審査会を開会します。</p> <p>審査に入る前に、傍聴申請がありましたので政治倫理条例第9条第5項によりお諮りします。傍聴者は佐藤義久議員です。同項に審査会の会議は原則公開するものとありますが、ただし書きに出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができるとしてありますので、意見ありますか。</p> <p>○鈴木委員</p> <p>基本的に公開としているので、委員長が良いと言えれば良いのではないですか。</p> <p>○藤原副委員長</p> <p>傍聴される方がここで知った情報を外に漏らすことを制限する規定はありますか。</p> <p>○事務局次長</p> <p>7条第5項に、委員会の委員に関する規定になりますが、職務上知りえた秘密を漏らしてはならないとあります。</p> <p>○中川委員長</p> <p>準用することとして委員長権限で進めます。では、9条5項により傍聴の申請がありましたので傍聴を認める場合は挙手をお願いします。</p>	

全会一致で傍聴を認めます、傍聴者に入ってもらってください。

～傍聴者入室～

○中川委員長

委員長から申し上げます。倫理条例第7条第5項に、審査会の委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならないとあります。傍聴者は委員ではありませんが同様の取り扱いを前提に傍聴をしていただきたいと思います。よろしいですか。

当局に入ってもらってください。

～当局入室～

○中川委員長

今日は、市の除雪体制について伺うため招致したので、よろしくお願ひします。市の見解は、令和2年は口頭で説明をいただき、令和3年は文章をもって質問に答えていただきました。今年度は新たなメンバーの倫理審査会で、この問題を取り扱っていますので、よろしくお願ひします。

今回は除雪体制について、現在はどうなっているのか説明をもらうと同時に、倫理条例に関わることについても説明をもらった後に質疑をしたいと思います。それでは当局から説明をお願いします。

○都市建設課長

除雪に対する考え方ですが、除雪作業は重要なライフラインである道路通行を確保することが道路管理者として一番の責務と考えています。冬期間は積雪、降雪、吹き溜まりなどで通行障害が予想され、市民生活に支障が生じないよう委託業者の協力のもと万全の体制で臨むようにしています。委託業者については、旧町時代からの委託業者を中心に、また公募をかけて募集しています。令和3年度の実績は、除雪距離358.9キロメートル、業者数は55社になります。

先程の災害に関してですが、本条例の13条について、大雪あるいは豪雪その他の状況により交通障害や市民生活に混乱を招く恐れがあり、災害に準ずるものあるいは

災害となりうるものと捉えていますので、緊急事態の場合も請け負ってくれる業者に委託しています。

○中川委員長

当局からの説明に質問はありませんか。

○鈴木委員

災害の積雪量は何センチですか。

○都市建設課長

積雪が概ね 40 センチを超えた場合は豪雪対策本部を設置することになります。

○藤原副委員長

市民の方々から、除雪についてありがたいとの話をいただいているので、災害でないにしても大事な業務であると認識をしていますが、それでよろしいですか。

○都市建設課長

とても重要なことと考えています。積雪の予測から始まり、実際の降雪量により除雪車を出動する体制になっています。

○藤原副委員長

条例のただし書きの、災害等で緊急を要するときまたは請負契約等の締結を辞退することにより市の行政執行に著しい支障がある場合を除く。この規定により関係企業が辞退すると、市としては行政執行に支障があると考えていますか。

○都市建設課長

令和 3 年度は、全市出動で平均 10 時間くらいかかりました。先程話したように、55 業者で対応して、幹線道路については朝 6 時までに、その他の部分は 7 時までに終了するためには、前日から出動しないと間に合わないのです。除雪業者は市で選抜してお願いしている部分もあります。今年度に関しては、さらに市広報とホームページ

ジで業者を募集しています。できれば、1回の除雪を6時間程度にするぐらいの業者数にしたいと考えています。普段の除雪で担当地区を熟知している方から行ってもらえば、いざ豪雪が発生した時でも柔軟に対応できるかと思っています。

○伊勢委員

私は、降雪は災害だと思っています。緊急車両が1分でも1秒でも患者のところに届くことが大事なことです。災害に対して準備していることに感謝しかありません。

○堀井委員

議員の関係私企業が除雪業務に参入しています。これは議会倫理条例第13条に違反しているのではないかとこのことで、再三この審査会が繰り返されてきています。議会倫理条例とはいえ、潟上市の条例として設置されています。市当局として遵守することは当然だと思いますが、それに対する見解どうですか。

○建設部長

もちろん条例については、守らなければいけないというのがあります。

○堀井委員

条例13条には、準ずるとの言葉が存在しません。条例にないことを準用して関係私企業に除雪を発注することで活路を見いだそうとしているのですか。準ずるについて解説をしてください。

○建設部長

この準ずるについては、この案件の第1回目の審議において抵触しないとの結果が出ていることから、そのような解釈で良いと考えて同じような答弁をしています。

○堀井委員

審査会で準ずるとの言葉を使ったら容認したので、13条において適用できるとの解釈でここまで来たということですか。

○建設部長

こちらとしては、その説明で抵触しないと判断されたので、そのように解釈しています。

○堀井委員

以前の審査会で賛成多数で決まったのかは分かりませんが、災害に準ずるといような論理展開をすることは、条例の遵守から変則的かと思います。政治倫理条例は、議員が市から仕事を請け負うことで、疑いを持たれるようなことを排除しなければならないと全国的に制定されて、潟上市でも議会が発して設置した経緯がありますから、当局も遵守しなければならないことを強く申し上げたいと思います。

課長から説明のありました 55 社に除雪依頼して、関係企業のローダーが 1 台無いことで市の行政執行に著しい支障をきたしますか。重機の稼働は何台でその中の何台なのか教えてください。

○都市建設課長

55 社、137 台の内の 2 台です。

○堀井委員

137 台のうち関係私企業の 2 台が辞退すれば除雪に著しい支障があるとの解釈は可能ですか。

○建設部長

指摘のとおり、2 台が辞退したとして著しい支障があるのかについては難しい問題があると思います。今でも雪が降ると 10 時間程かかることは説明したとおりです。できるだけ時間を減らしたいので、除雪業者を増やしたいと考えています。市としては、大雪災害の緊急を要する時のために 1 社でも増やしたいという気持ちで過去にも説明しています。その説明で審査会が抵触しないと判断されたと考えています。

○堀井委員

2 台が辞退して、除雪体制に著しい支障があるということにはならないと思いま

す。これまでの審査会が決めたからというようなことはしないで、今回は正面から向き合って欲しいと思います。積雪が40センチを超えれば雪害対策本部を設置するとの説明ですが10年に1回あるかないかで、基準値で一斉除雪することは決まっています。常に10年に1回の豪雪に備えるのも市民生活を守るためには大事ですが、柔軟な対応をすれば2台にこだわらなくても対応できると思います。災害の拡大解釈であって災害とは言えないと思います。

○建設部長

大雪が降った場合、急をお願いするとしてもなかなか難しいので、平日頃から担当地域を熟知していただいて、災害が起きた場合でも速やかに対応するために災害に準ずるとの表現をして審査会で説明しています。その説明で、審査会が抵触しないとの結論を過去に出していますので、そのように解釈をしています。

○堀井委員

災害に対する定義、認識の仕方がかみ合っていないと思います。10年に1回の雪の災害は対応しなければなりません。自治体は、全体を俯瞰して備えておかなければならないのです。豪雪が発生したときに対応するような約定書を産業建設業協会と結んでおけば良いことです。条例を守る原点に立ち返ってください。

○建設部長

条例を守ることは当然のことですし、条例の解釈はそれぞれ違うと思います。審査会で抵触しないとの判断をしているので、その結果に従うことだと思います。

○堀井委員

今回は新たな審査請求で結論に至っていません。過去の審査結果は終わったことです。今回の件は現在進行形なので、先程話したことに向き合ってもらいたいと思います。

○建設部長

これまでの審査会で抵触しないとの結論が出ています。今回は委員も変わっていま

すが、当局としての説明は今までと変わらないので、その上で結論を出していただければ、その結論をもって判断したいと思います。

○堀井委員

当局から、審査会の結論を真剣に受け止め対処していきたいというような話をされました。私は、議員が、市民生活に密着した議員たる仕事をしていけるような状態を作りたいとの思いですので理解してください。

○藤原副委員長

今年度、広報で除雪業者を募集していると話していましたが、候補の業者はありましたか。

○都市建設課長

6社ほどありました。その中で機械の大きさ等を勘案し4社が対応できるとのことでした。

○藤原副委員長

除雪の作業時間を6時間にしたいとの説明でしたが、現在の137台でも不足と考える募集しているのですか。

○都市建設課長

現在の除雪作業時間は平均10時間かかるので、短時間で作業を終了できる体制にしたいと思っています。

○藤原副委員長

条例ただし書きにある災害等の等については、柔軟な対応ができるように規定されているのではないですか。

○建設部長

本市には、概ね10センチ程度の積雪が予想される場合に一斉出動を指示する基準

があります。その外、吹溜りなどは部分的に 10 センチ以下でも現場の状況により対応しています。40 センチに達すると豪雪対策本部を設置し対応しますが、災害だからといった捉え方ではなく、常に準備し対応しています。

○堀井委員

災害は雪のみならず様々な災害があります。40 センチに達した時に緊急対応するための約定を業者側や産業建設協会と交わしておけば良いと思います。これを機会に検討してもらいたいと思います。

○都市建設課長

災害協定に関しては、産業建設協会と結んでいると思います。

○堀井委員

災害を細分化して個別に対応マニュアルを作っておけば良いと思います。今回を契機に対応して欲しいと思います。条例のただし書きで対応できるとの説明になるので、災害の場合の約定書を整備すれば、これまでのような審査請求がなくなると思います。

○建設部長

今回も大雨で大規模な災害が起きていますので、マニュアルは機会に応じて見直ししていかなければいけないと思います。

○堀井委員

業者と約定を結ぶことによって、平時の降雪は災害や災害に準ずるものではないとの定義づけをしないといけないと思います。平時の除雪まで災害に準ずると定義づけることが、同じことを繰り返す要因になっていると感じています。

○鈴木委員

審査請求された方が、除雪業者は 55 社あるのだから 1 社ぐらい外しても問題がないので委託するべきではないと話していましたが、法律に抵触することはありません

か。

○建設部長

弁護士に相談したときに「そのような可能性もあります」との話はありましたが、はっきりしていることではありません。

○中川委員長

先程から話題になっているように、審査請求者、対象議員もこのただし書きについて議論して欲しいとのことで議論してきました。その中で議会がお墨付きを与えているとの話が再三でてきました。このことは、議会に左右される行政になりかねない危険性をはらんでいるのではないか。前例踏襲の古い体質にあるのではないかということと、癒着の可能性もはらむような認識だと感じました。条例、法律については高い倫理性が行政も議会も求められるので、この点について部長から話をいただきたいと思います。

○建設部長

条例を遵守することは、議員も市当局もそのとおりだと思いますが、この政治倫理条例は議員が疑念を持たれないよう制定したものだと思います。確かに13条に市の工事請負契約に対して辞退するよう努めなければならないと書かれています。例えば1社だけ指名することは疑念の可能性はあるのですが、除雪については機械を所有している全社にお願いしています。条例を守ることは当然ですが、市が指名してはならないとは規定されていません。これまでも準ずるとの解釈であり、条例を無視していることではないと考えています。

○中川委員長

準ずるについては、はっきりした答えがでていません。基本は、条例あるいは法律を遵守することが行政も議会も当たり前のことですので、ただし書きの解釈について答えをいただけるよう研究していただきたいと思います。

○建設部長

指摘のとおり勉強したいと思います。

○中川委員長

これをもちまして質疑を終了したいと思います。

～傍聴者、当局退室～

暫時休憩します。

～休憩中～

○中川委員長

会議を再開します。次回は審査会の方向付けを検討しなければなりませんので、これまでの審査内容を自分なりにまとめて次の会議に望んで欲しいと思います。次回は、なぜこのような問題が続くのか、説明を受けたことについて各々がどのように考えているのかについて、自分の考えをまとめていただきます。その意見を出し合って報告書を作りたいと思っています。

私からは以上です。事務局から何かございますか。

○事務局長

確認ですが、次回はこれまでの会議の確認も含め最終的な報告書のまとめの段取りで良いですか。

○中川委員長

そうです。報告書をまとめる前に、委員が一人一人どのような考えで臨むかということが大事だと思います。その結果として報告書があります。

一人一人の意見を大事にして最終的な報告書になるかと思っています。

これで会議を閉じます。ありがとうございました。

終了